

R8.4.27(月)

初常任委員会

文教警察委員会説明資料

- (1) 治安情勢について・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P 2
- (2) 令和8年度行政組織及び重点事業等について
 - ① 組織の概要について・・・・・・・・・・・・・・・・ P 4
 - ② 令和8年度当初予算の概要について・・・・・・・・ P 15
- (3) 諸般の報告
 - ① 特殊詐欺の定義の整理について・・・・・・・・ P 23

大分県警察本部





令和 8 年

大分県警察運営方針

県民とともに歩む力強い警察

～「日本一安全な大分」の実現に向けて～



業 務 目 標



- ◎ 刑 法 犯 認 知 件 数 過 去 最 少
- ◎ 特殊詐欺、SNS型投資・ロマンス詐欺被害件数過去最少
- ◎ 交 通 事 故 死 者 数 過 去 最 少
- ◎ 重 要 犯 罪 の 徹 底 検 挙

業 務 重 点

- ◎総合的な犯罪防止に向けた各種対策の推進
- ◎こども・女性・高齢者等の安全確保と少年の非行防止及び保護対策の推進
- ◎交 通 死 亡 ・ 重 傷 事 故 の 抑 止
- ◎悪 質 ・ 重 要 犯 罪 等 の 徹 底 検 挙
- ◎匿名・流動型犯罪グループ及び暴力団等組織犯罪対策の推進
- ◎災害、テロ等緊急事態対策及び情勢に応じた警備諸対策の推進
- ◎社会情勢の変化に対応した組織運営の推進

令和7年 大分県警察業務重点等の推進結果

大分県警察運営方針：県民とともに歩む力強い警察～「日本一安全な大分」の実現に向けて～

業務目標達成状況

1. 刑法犯認知件数過去最少 ⇒ 未達成（認知件数4,151件 前年比+709件）
※犯罪率全国第6位（良好な方から）
2. 特殊詐欺、SNS型投資・ロマンス詐欺被害件数過去最少 ⇒ 未達成（特殊詐欺：被害件数400件 前年比+120件）
※被害額 約8億5,893万円 前年比+約1億2,208万円
（SNS型投資・ロマンス詐欺：被害件数347件 前年比+68件）
※被害額 約15億1,409万円 前年比-約9,828万円
3. 交通事故死者数過去最少 ⇒ 未達成（死者数41人 前年比+13人）
4. 重要犯罪の徹底検挙 ⇒ 達成（検挙率103.1%）

業務重点推進状況

1 総合的な犯罪防止に向けた各種対策の推進

犯罪情勢

	R3	R4	R5	R6	R7
刑法犯 認知件数(件)	2,887	2,794	2,993	3,442	4,151
犯罪率(件)	256.6	250.8	270.4	314.1	382.6

※犯罪率…人口10万人当たりの刑法犯認知件数（良好な方から全国第6位）



街頭防犯カメラ

- ・地域の犯罪情勢等を分析した上、地域実態に即した先制的な犯罪防止対策を推進
- ・自主防犯活動の活性化に向けた各種支援活動を推進
- ・街頭防犯カメラ設置支援など防犯環境の整備促進による安全・安心なまちづくりを推進
- ・各種機会、広報媒体を通じ、犯罪実行者募集、いわゆる闇バイト対策を推進

特殊詐欺の被害状況

	R3	R4	R5	R6	R7
特殊詐欺被害 被害件数(件)	150	177	206	280	400
被害額(百万円)	81	219	310	736	858

SNS型投資・ロマンス詐欺の被害状況

	R5	R6	R7
SNS型投資・ロマンス詐欺被害 被害件数(件)	176	279	347
被害額(百万円)	1,011	1,612	1,514

- ・ニセ警察詐欺、副業を名目とした詐欺などが増加
- ・65歳以上の高齢者のみならず、幅広い世代で被害が発生
- ・動画を使ったテレビCM、SNS広告等を推進
- ・国際電話詐欺対策を推進
- ・金融機関等と連携した取組による水際阻止対策を推進
- ・若者を犯罪に加担させないための対策を推進（メッセージコンテスト）



特殊詐欺被害防止講話

その仕事、本当に大丈夫？



メッセージコンテスト受賞作品

2 こども・女性・高齢者の安全確保と少年の非行防止及び保護対策の推進

こども・女性・高齢者を対象とした事案への対応

	R3	R4	R5	R6	R7
ストーカー事案	369	340	382	361	338
DV事案	696	604	693	691	653
高齢者虐待事案	283	291	316	360	394
声掛け事案	369	302	286	292	290

- ・ストーカー・DV行為者に対する迅速な警告や検挙措置等により重大事案を未然防止
- ・女性相談支援センター等の関係機関と連携した被害者等の保護対策を推進
- ・教育委員会や学校、PTA、地域住民等と連携した「登下校防犯プラン」を推進
- ・スクールサポーターによる登下校時における校区内パトロールの実施

少年非行防止・保護対策

	R3	R4	R5	R6	R7
少年非行 刑法犯少年	89	66	109	145	220
不良行為少年	360	495	566	677	608
対応件数	554	630	717	739	604
通告人員	727	898	1,016	1,060	923

- ・刑法犯少年は増加したが、不良行為少年は減少
- ・スクールサポーターの活動等を通じ、学校等と連携して非行の深刻化を防止
- ・児童虐待対応件数、児童相談所への通告人員はいずれも減少
- ・児童相談所や市町村等と連携した被害児童の早期発見、安全確保を最優先とした取組を推進し、重大事案への発展を防止

3 交通死亡・重傷事故の抑止

交通事故情勢

	発生件数	死者数	負傷者数	重傷	軽傷
R7	1,993 件	41 人	2,435 人	237 人	2,198 人
R6	2,125 件	28 人	2,619 人	212 人	2,407 人
増減数	-132 件	13 人	-184 人	25 人	-209 人
増減率	-6.2 %	46.4 %	-7.0 %	11.8 %	-8.7 %

- ★交通事故死者数は前年比13人増加、発生件数及び負傷者数は平成17年以降21年連続で減少
- ★歩行中の死者が11人増加（令和7年：16人、令和6年：5人）
- ★死者全体に占める高齢者の割合は56.1%（令和6年：67.9%）

- ・交通事故多発交差点及び重大事故多発路線における交通指導取締りや秋冬冬季の薄暮時間帯における街頭活動（照TIME-17）など交通事故抑止対策を推進
- ・交通事故分析結果に基づく交通指導取締り、悪質性・危険性・迷惑性の高い違反に重点を置いた交通指導取締りの推進
- ・自転車交通ルール学習コンテンツ（おんせん県おおいた湯〜チャリトレーニング）などを活用した、自転車の交通ルール周知を図るための各種取組の推進



照TIME-17



広報啓発チラシ



高齢者に対する交通安全教育

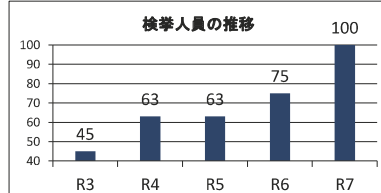
4 悪質・重要犯罪等の徹底検挙

重要犯罪の検挙

年	認知	検挙	検挙率	認知	検挙	検挙率
殺人	5	5	100.0%	4	4	100.0%
強盗	3	3	100.0%	2	2	100.0%
放火	6	7	116.7%	7	7	100.0%
不同意性交等	23	19	82.6%	20	24	120.0%
略取誘拐	5	4	80.0%	2	3	150.0%
不同意わいせつ	22	25	113.6%	29	26	89.7%
計	64	63	98.4%	64	66	103.1%

- ・重要犯罪（殺人・強盗・不同意性交等・放火・略取誘拐・不同意わいせつ）の認知件数は64件で、前年比±0件
- ・重要犯罪の検挙件数は66件で、前年比+3件

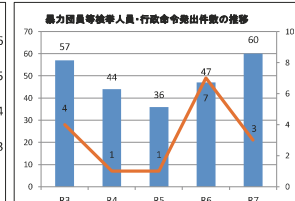
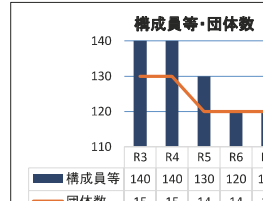
特殊詐欺及びSNS型投資・ロマンス詐欺の徹底検挙



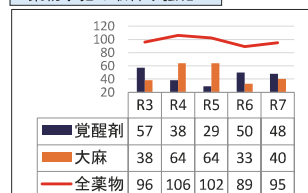
- ・だまされた振り作戦の積極的な実施、その他徹底した突き上げ捜査等を行った結果、実行犯及び助長犯100人を検挙（前年比+25人）

5 暴力団等組織犯罪対策の推進

県民と連携した暴力団排除活動の推進及び暴力団員等の取締り



薬物事犯の取締り強化



- ・暴力団構成員等は減少傾向
- ・大麻押収量が約1,420グラム（前年比約1,320グラム増加）
- ・大麻検挙者の内、10歳代から20歳代が7割を占める

6 災害、テロ等緊急事態対策及び大規模警備諸対策の推進

大規模災害対策等の推進



発災当日（令和7年11月18日）午後11時26分頃 佐賀関の大規模火災の画像（県警ヘリ撮影）

大規模警備諸対策の推進



第27回参議院議員通常選挙に伴う警備実施

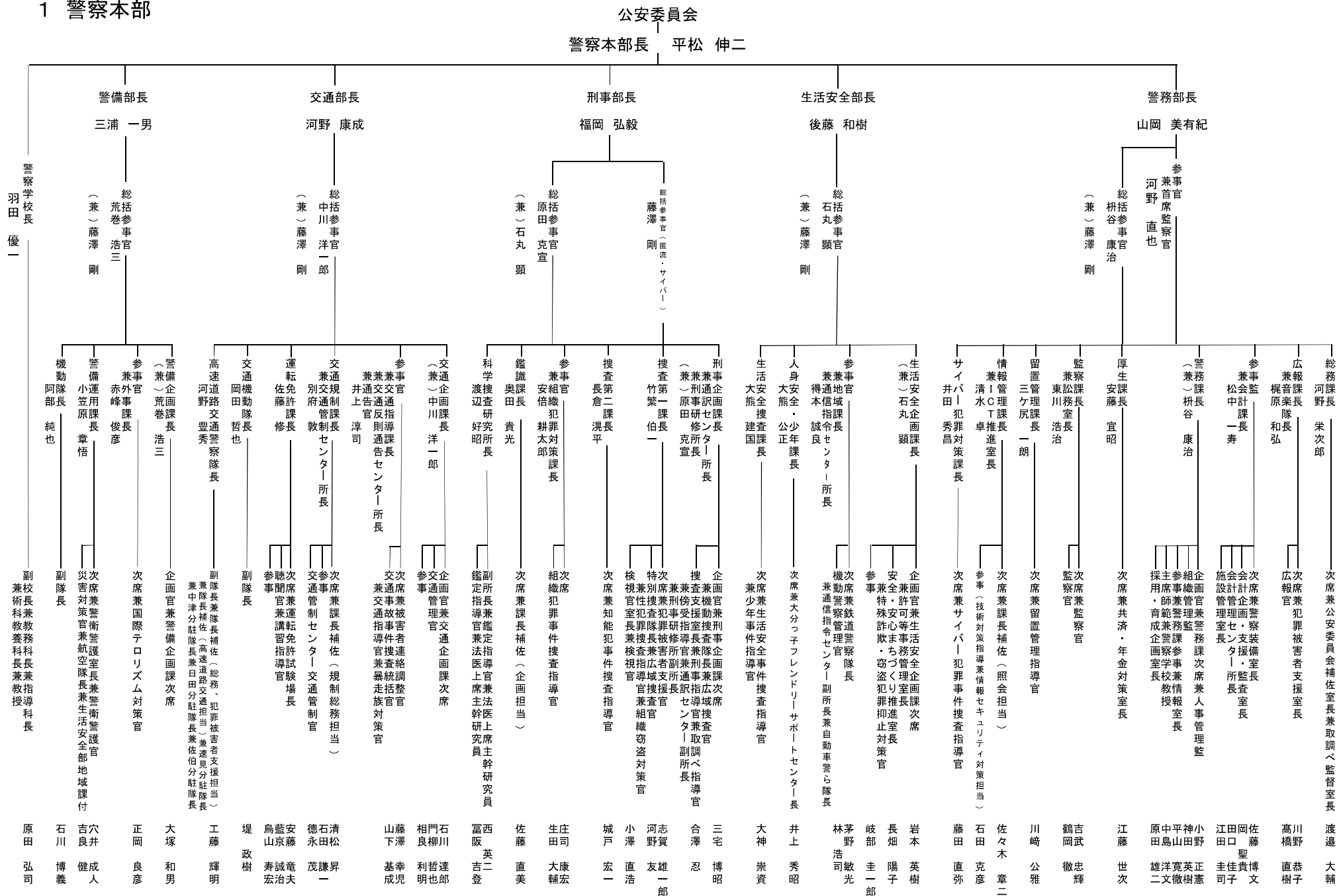
7 社会情勢の変化に対応した組織運営の推進

業務の合理化・効率化の推進

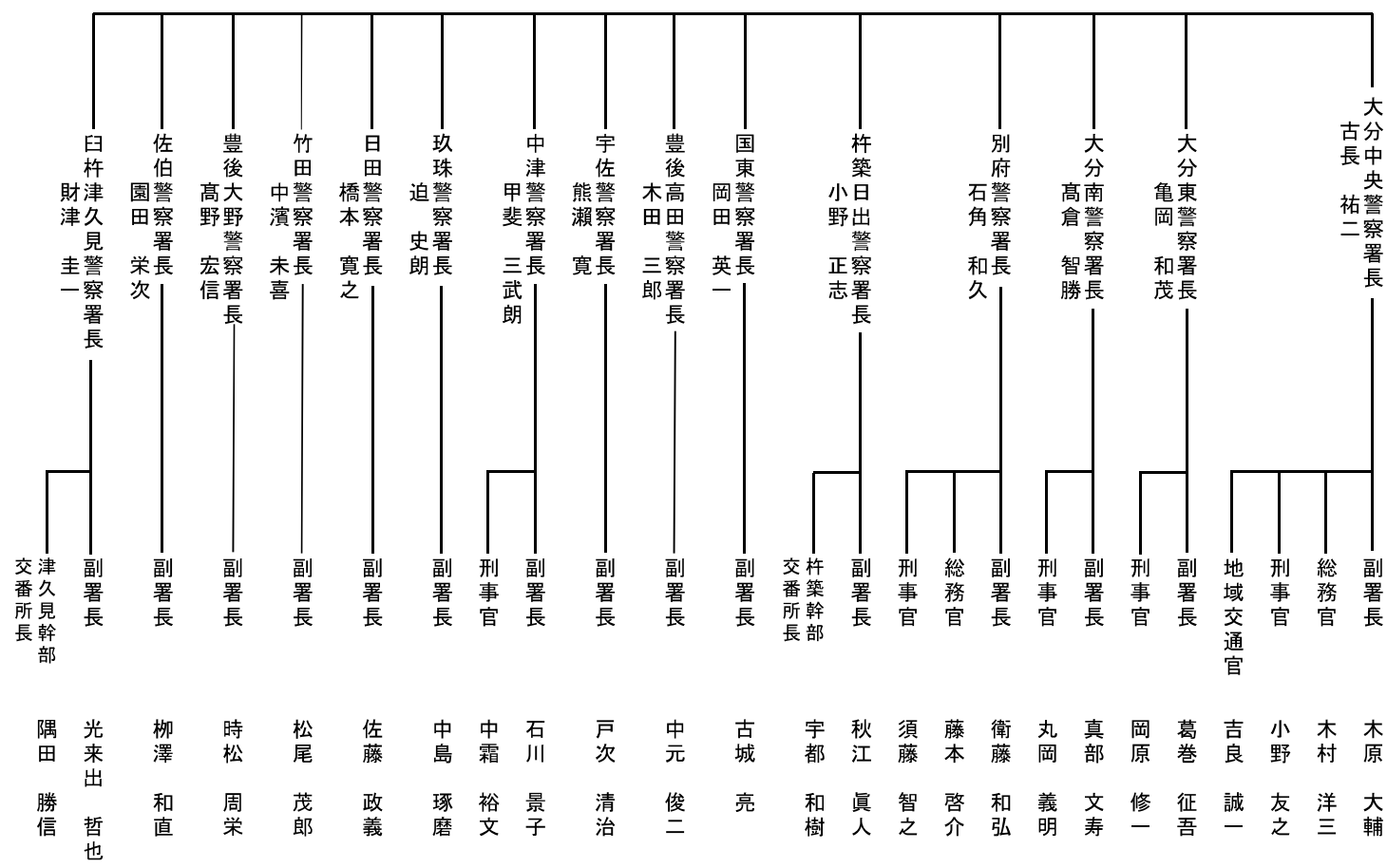
- ・警察行政手続オンライン化システムの運用開始による県民の利便性向上
- ・男性職員の育児休業取得促進に向けた支援制度の試行による組織の多様性や柔軟性の向上等

時間外勤務縮減、休暇取得の推進

◇時間外勤務状況	
	時間外勤務時間数 （1人あたり月平均）
R7	27.3 H
R6	25.1 H
前年比	2.2 H
◇休暇取得状況	
	年次休暇取得日数 （1人あたり）
R7	13.1 日
R6	13.8 日
前年比	-0.7 日



2 警察署



令和 8 年 春 の 組 織 改 編 概 要 に つ い て

1 匿名・流動型犯罪グループ対策、サイバー犯罪対策を推進するための体制の確立

- 匿名・流動型犯罪グループ対策及びサイバー犯罪対策を統括指揮する司令塔ポストの新設
- 生活安全部サイバー犯罪対策課の警務部への移管
- 匿名・流動型犯罪グループに対する取締り体制の強化
- サイバー事案対処体制の強化

2 安全で快適な交通を確保するための体制強化

- 交通事故抑止のための指導取締り体制の強化
- 交通規制業務体制及び警察署の支援・指導体制の強化
- 運転免許課「外国免許審査係」の新設

3 テロ等の脅威に関する情報収集活動の体制強化

- テロ対策、要人警護等に関する情報収集体制の強化

4 その他の組織改編

- 留置管理体制の充実・強化
- 検視体制の強化

3 分掌事務

部 名	課 名	分 掌 事 務
警 務 部	総 務 課	1 公安委員会の庶務に関すること。 2 警察本部長の秘書に関すること。 3 公印の管守に関すること。 4 県議会との連絡調整に関すること。 5 被疑者の取調べの適正を確保するための監督の措置に関すること。
	広 報 課	1 広報及び広聴に関すること。 2 音楽隊に関すること。 3 警察安全相談(他の課の所掌に係るものを除く。)に関すること。 4 警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関すること。 5 犯罪被害者支援(犯罪の被害者又はその遺族の被害の回復又は軽減を図るとともに、これらの者が再び平穏な生活を営むことができるよう支援することをいう。以下同じ。)に関する企画、調査及び総合調整に関すること。 6 犯罪被害者等給付金に関すること。 7 オウム真理教犯罪被害者等を救済するための給付金の支給に関する法律(平成20年法律第80号)第3条第1項に規定する給付金に関すること。 8 国外犯罪被害者等給付金の支給に関する法律(平成28年法律第73号)第3条に規定する国外犯罪被害者等給付金等に関すること。 9 公文書類の接受及び発送に関すること。
	会 計 課	1 予算、決算及び会計に関すること。 2 物品の取得、管理及び処分に関すること。 3 会計の監査に関すること。 4 遺失物法(平成18年法律第73号)の施行に関すること。 5 財産の取得、管理及び処分に関すること。 6 庁舎及び職員宿舎に関すること。 7 警察装備に関すること。 8 拳銃の管理に関すること。 9 警察官の服制に関すること。 10 警察電話に関すること。 11 警察車両に関すること。 12 警察用船舶の管理に関すること。
	警 務 課	1 重要施策及び重要課題の企画に関すること。 2 警察運営の企画及び調整に関すること。 3 組織及び権限並びに職員の定数に関すること。 4 警察職員の勤務制度に関すること。 5 警察職員の服務に関すること。 6 事務能率の増進に関すること。 7 警察証明に関すること。

部 名	課 名	分 掌 事 務
警 務 部	(警 務 課)	8 公安委員会規則、訓令等の案の審査に関する事。 9 文書事務の指導及び改善に関する事。 10 警察職員の人事に関する事。 11 警察職員の分限に関する事。 12 警察職員の昇任試験等に関する事。 13 警察職員の募集及び試験に関する事。 14 警察職員の退職管理に関する事。 15 警察職員の給与及び退職手当に関する事。 16 警察術科の企画及び実施に関する事。 17 情報の公開に関する事。 18 個人情報の保護に関する事。 19 職場、警察学校等における警察教養の企画及び実施に関する事。 20 警察職員に対する安全運転教養及び訓練並びに警察車両運転に係る検定に関する事。 21 機関誌の編集に関する事。 22 警察史に関する事。 23 前各号に掲げるもののほか、他の課等の所掌に属しない事。
	厚 生 課	1 警察職員の保健及び元氣回復に関する事。 2 警察職員住宅の管理に関する事。 3 恩給に関する事。 4 警察職員の生活相談に関する事。 5 警察職員の公務災害補償に関する事。 6 警察共済組合に関する事。 7 警察職員互助会に関する事。 8 警察職員に係る児童手当に関する事。 9 警察職員の安全衛生に関する事。 10 その他警察職員の福利厚生に関する事。
	監 察 課	1 監察に関する事。 2 表彰に関する事。 3 懲戒に関する事。 4 訟務に関する事。
	留 置 管 理 課	1 留置業務の企画、調整、指導及び教養に関する事。 2 留置施設に関する事。 3 被留置者の処遇に関する事。 4 被留置者の護送に関する事。 5 留置業務に関する関係官庁との連絡調整に関する事。 6 留置施設視察委員会の庶務に関する事。

部 名	課 名	分 掌 事 務
警 務 部	情 報 管 理 課	1 情報システムの運用及び管理に関すること。 2 情報セキュリティに関すること。 3 照会センターに関すること。 4 警察統計(犯罪統計を除く。)に関すること。
	サイバー犯罪対策課	1 サイバー事案に係る警察の運営に関する企画及び調整に関すること。 2 サイバー事案に係る犯罪の捜査に関すること(他の課及び隊の所掌に属するものを除く。) 3 サイバー事案に関する資料及び情報の収集、整理及び分析に関すること。 4 サイバー事案の防止対策に関すること。 5 犯罪捜査における電磁的記録の解析その他技術的な支援に関すること。 6 犯罪被害者支援(他の課及び隊の所掌に係るものを除く。)に関すること。
生活安全部	生活安全企画課	1 生活安全部の所掌に係る警察の運営に関する企画及び調整に関すること。 2 犯罪、事故その他の事案に係る市民生活の安全と平穏に関すること。 3 犯罪の予防に関すること。 4 大分県安全・安心まちづくり条例(平成16年大分県条例第15号)の施行に関すること。 5 大分県特殊詐欺等被害防止条例(令和元年大分県条例第37号)の施行に関すること。 6 特殊開錠用具の所持の禁止等に関する法律(平成15年法律第65号)の施行に関すること。 7 大分県迷惑行為防止条例(昭和40年大分県条例第47号)の施行に関すること。 8 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)の施行に関すること(人身安全・少年課及び生活安全捜査課の所掌に属するものを除く。) 9 風俗関係事犯及び外国人労働者に係る雇用関係事犯に関する行政施策に関すること。 10 古物営業法(昭和24年法律第108号)、質屋営業法(昭和25年法律第158条)、警備業法(昭和47年法律第117号)、インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律(平成15年法律第83号)、探偵業の業務の適正化に関する法律(平成18年法律第60号)及び盗難特定金属製物品の処分の防止等に関する法律(令和7年法律第75号)の施行に関すること(生活安全捜査課の所掌に属するものを除く。) 11 公営競技に関すること。 12 銃砲刀剣類所持等取締法(昭和33年法律第6号)及び火薬類取締法(昭和25年法律第149号)の施行に関すること(生活安全捜査課及び組織犯罪対策課の所掌に属するものを除く。) 13 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律(昭和32年法律第166号)、放射性同位元素等の規制に関する法律(昭和32年法律第167号)、化学兵器の禁止及び特定物質の規制等に関する法律(平成7年法律第65号)及び感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)の施行に関する事務で公安委員会の所掌に属するものに関すること。 14 犯罪被害者支援(他の課及び隊の所掌に係るものを除く。)に関すること。 15 前各号に掲げるもののほか、部内の他の課の所掌に属しないこと。

部 名	課 名	分 掌 事 務
生 活 安 全 部	地 域 課	1 地域警察の運営に関する企画及び調整に関すること。 2 管内実態把握活動に関すること。 3 身近な犯罪の予防検挙活動に関すること。 4 情報発信活動に関すること。 5 雄踏警備に関すること。 6 水難、山岳遭難その他の事故における人命の救助及びこれらの事故の防止に関すること。 7 警察通信指令に関すること。 8 警ら用無線自動車及び警察用船舶の運用に関すること。 9 鉄道警察に関すること。 10 犯罪被害者への訪問連絡活動に関すること。 11 前各号に掲げるもののほか、地域警察の指導に関すること。
	人 身 安 全 ・ 少 年 課	1 ストーカー行為等の規制等に関する法律(平成12年法律第81号)の施行に関すること。 2 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(平成13年法律第31号)の施行に関すること。 3 恋愛感情等のもつれに起因する暴力的事案対策に関すること。 4 子供と女性を対象とする性犯罪等の予防に関すること。 5 児童虐待事案、高齢者虐待事案、障害者虐待事案等の防止に関すること。 6 酩酊者、行方不明者、迷い子その他応急の救護を要する者の保護に関すること。 7 少年非行の防止に関する企画及び調査に関すること。 8 少年に対する暴力団の影響の排除に関すること。 9 少年の補導及び少年相談に関すること。 10 犯罪その他少年の健全な育成を阻害する行為に係る被害少年の保護に関すること。 11 青少年の健全な育成に関する条例(昭和41年大分県条例第40号)の施行に関する事務で公安委員会の所掌に属するものに関すること。 12 少年警察ボランティアに関すること。 13 犯罪被害者支援(他の課及び隊の所掌に係るものを除く。)に関すること。
	生 活 安 全 捜 査 課	1 公害関係事犯その他の環境関係事犯の取締りに関すること。 2 保健衛生関係事犯の取締りに関すること(組織犯罪対策課の所掌に属するものを除く。) 3 特許権、商標権等の工業所有権及び著作権を侵害する事犯その他の無体財産権関係事犯の取締りに関すること。 4 前号に掲げるもののほか、経済関係事犯の取締りに関すること。 5 銃砲刀剣類所持等取締法違反及び火薬類取締法違反の取締りに関すること(組織犯罪対策課の所掌に属するものを除く。) 6 高圧ガスその他の危険物の取締りに関すること。 7 風俗関係事犯の取締りに関すること。 8 外国人労働者に係る雇用関係事犯の取締りに関すること。 9 古物営業法違反、質屋営業法違反、警備業法違反、探偵業の業務の適正化に関する法律違反及び盗難特定金属製物品の処分の防止等に関する法律違反の取締りに関すること。 10 少年に係る事件の捜査及び調査に関すること。 11 少年の福祉を害する犯罪の取締りに関すること。 12 インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律違反の取締りに関すること。 13 犯罪被害者支援(他の課及び隊の所掌に係るものを除く。)に関すること。 14 前各号に掲げるもののほか、他の課等の所掌に属しない法令違反の取締りに関すること。

部 名	課 名	分 掌 事 務
刑 事 部	刑 事 企 画 課	1 刑事警察の運営に関する企画及び調整に関すること。 2 刑事法令一般の調査及び研究に関すること。 3 犯罪捜査に係る指導及び教養に関すること。 4 犯罪統計に関すること。 5 手配及び共助(国際捜査共助を除く。)に関すること。 6 公判対応に関すること。 7 犯罪被害者支援(犯罪被害者の再被害防止に関する企画、調査及び総合調整に係るものに限る。)に関すること。 8 犯罪捜査の支援に関すること。 9 手口捜査に関すること。 10 取調べに係る指導及び教養に関すること。 11 通信傍受に係る指導及び教養に関すること。 12 通訳センターに関すること。 13 機動捜査に関すること。 14 前各号に掲げるもののほか、部内の他の課及び所の所掌に属しないこと。
	捜 査 第 一 課	1 殺人、強盗その他の凶悪犯の捜査に関すること。 2 暴行、傷害その他の粗暴犯の捜査に関すること。 3 窃盗犯の捜査に関すること。 4 人質犯罪、誘拐犯罪その他の特殊犯罪の捜査に関すること。 5 サリン等による人身被害の防止に関する法律(平成7年法律第78号)に規定する犯罪の捜査に関すること。 6 他の課等の所掌に属しない犯罪の捜査に関すること。 7 検視に関すること。 8 移動警察に関すること。 9 犯罪被害者支援(他の課及び隊の所掌に係るものを除く。)に関すること。 10 性犯罪の捜査に関すること。
	捜 査 第 二 課	1 偽造、贈収賄、詐欺、背任、横領その他の知能的犯罪の捜査に関すること。 2 証券取引関係犯罪、金融関係犯罪及び企業関係犯罪の捜査に関すること。 3 公職の選挙、国民投票その他の投票及び住民の直接請求に係る犯罪の捜査に関すること。 4 政治資金に係る犯罪の捜査に関すること。 5 犯罪被害者支援(他の課及び隊の所掌に係るものを除く。)に関すること。

部 名	課 名	分 掌 事 務
刑 事 部	組 織 犯 罪 対 策 課	1 組織犯罪対策に関する企画及び調整に関すること(他の課の所掌に属するものを除く。)。 2 組織犯罪に係る資料及び情報の収集、分析及び管理に関すること(他の課の所掌に属するものを除く。)。 3 暴力団の排除活動に関すること。 4 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)の施行に関すること。 5 大分県暴力団排除条例(平成22年大分県条例第33号)の施行に関すること。 6 犯罪被害者支援(他の課及び隊の所掌に係るものを除く。)に関すること。 7 麻薬、覚醒剤その他の薬物に関する犯罪の取締りに関すること。 8 拳銃その他の銃器に関する犯罪の取締りに関すること。 9 特殊な捜査手法が必要となる詐欺その他の組織犯罪の取締りに関すること(他の課の所掌に属するものを除く。)。 10 国際的な犯罪捜査(他の課の所掌に係るものを除く。)及び国際捜査共助に関すること。 11 犯罪による収益の移転防止に関すること。
	鑑 識 課	1 犯罪鑑識に関すること。 2 犯罪鑑識施設及び器材の整備及び管理に関すること。 3 鑑識資料の収集、整理及び管理に関すること。 4 鑑識器材及び鑑識技術の研究及び開発に関すること。 5 海外渡航者等に対する犯罪経歴の証明に関すること。 6 警察犬の運用に関すること。
	科 学 捜 査 研 究 所	1 法医学、化学、工学、心理学等を応用する鑑定及び検査に関すること。 2 犯罪の捜査に関連する法医学、化学、工学、心理学等の研究及び実験に関すること。 3 科学捜査器材の整備及び管理に関すること。
交 通 部	交 通 企 画 課	1 交通警察の運営に関する企画及び調整に関すること。 2 交通事故防止対策一般に関すること。 3 交通安全教育及び交通安全運動に関すること。 4 交通事故の分析に関すること。 5 道路交通法(昭和35年法律第105号)の施行に関する事務で安全運転管理者等、地域交通安全活動推進委員、交通安全活動推進センター及び緊急自動車に関すること。 6 自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律(平成13年法律第57号)の施行に関すること(交通指導課の所掌に属するものを除く。)。 7 前各号に掲げるもののほか、部内の他の課及び隊の所掌に属しないこと。

部 名	課 名	分 掌 事 務
交 通 部	交 通 指 導 課	1 道路交通関係法令の規定の違反の取締りに関すること。 2 交通事故事件の捜査及び交通事故に係る犯罪の捜査に関すること。 3 暴走族対策に関すること。 4 交通反則行為の処理に関すること。 5 道路交通法の規定による車両の使用者に対する指示、放置違反金に関する事務及び車両の使用制限に関する こと。 6 犯罪被害者支援(他の課及び隊の所掌に係るものを除く。)に関すること。
	交 通 規 制 課	1 道路交通関係法令の規定による道路の交通の規制に関すること。 2 信号機、道路標識及び道路標示その他交通安全施設に関すること。 3 道路交通法の施行に関する事務で乗車、積載及びけん引の許可並びに道路の使用の許可並びに通行及び駐車 の許可に関すること。 4 自動車の保管場所の確保等に関する法律(昭和37年法律第145号)の施行に関すること。 5 交通管制に関すること。 6 交通規制に係る協議及び意見の聴取に関すること。 7 災害対策基本法(昭和36年法律第223号)及び武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律 (平成16年法律第112号)の施行に関する事務で交通の規制に関すること。
	運 転 免 許 課	1 運転免許に関すること。 2 運転免許試験に関すること。 3 運転免許に係る講習に関すること。 4 運転免許の取消し、停止等に関すること。 5 自動車教習所に関すること。
	交 通 機 動 隊	1 主として幹線道路における交通の指導及び道路交通関係法令の規定の違反の取締りに関すること。 2 指令、急訴等に基づく事件及び事故の初動措置に関すること。
	高 速 道 路 交 通 警 察 隊	1 高速自動車国道等(高速自動車国道法(昭和32年法律第79号)第4条第1項に規定する高速自動車国道及び道路 交通法施行令(昭和35年政令第270号)第42条第1項に定める基準に該当する自動車専用道路をいう。以下同じ。)に おける交通事故防止対策に関すること。 2 高速自動車国道等における交通の指導及び道路交通関係法令の規定の違反の取締りに関すること。 3 高速自動車国道等における交通事故事件の捜査及び交通事故に係る犯罪の捜査に関すること。 4 大分県道路交通法施行細則(昭和51年大分県公安委員会規則第2号)第35条の規定により高速道路交通警察隊の 長が行うこととされた事務に関すること。 5 高速自動車国道等における犯罪捜査の初動的な措置その他必要な措置に関すること。 6 犯罪被害者支援(他の課の所掌に係るものを除く。)に関すること。

部 名	課 名	分 掌 事 務
警 備 部	警 備 企 画 課	1 警備警察の運営に関する企画及び調整に関すること。 2 警備活動に係る指導及び教養に関すること。 3 警備情報の収集及び分析に関すること(外事課の所掌に属するものを除く。) 4 警備資料に関すること。 5 拡声機の使用による暴騒音の規制に関する条例(平成4年大分県条例第48号)の施行に関すること。 6 治安警備実施、警衛及び警護に伴う犯罪の捜査に関すること。 7 警備犯罪の取締りに関すること。 8 前2号に掲げる事務に関する法令の調査及び研究に関すること。 9 犯罪被害者支援(他の課及び隊の所掌に係るものを除く。)に関すること。 10 前各号に掲げるもののほか、部内の他の課及び隊の所掌に属しないこと。
	外 事 課	1 外国人又はその活動の本拠が外国に在る日本人に係る警備情報の収集及び分析に関すること。
	警 備 運 用 課	1 治安警備実施に関すること。 2 災害警備に関すること。 3 緊急事態に対処するための計画及びその実施に関すること。 4 警衛に関すること。 5 警護に関すること。 6 警察用航空機の運用に関すること。
	機 動 隊	1 治安警備及び災害警備の実施に関すること。 2 水難、山岳遭難その他の事故における人命の救助の実施に関すること。 3 部隊活動による犯罪の予防及び検挙に関すること。 4 前各号に掲げるもののほか、機動隊に関すること。
警 察 学 校		1 初任科教養に関すること。 2 初任補修科に関すること。 3 学生の術科訓練に関すること。

令和8年度 警 察 本 部 予 算

(1) 一般会計													(単位 千円)		
区 分		予 算 額 (A)	左 の 財 源 内 訳										7年度 当初予算額 (B)	前 年 度 対 比	
			分 担 金 及 負 担 金	使 用 料 及 手 数 料	国庫支出金	財 産 収 入	寄 附 金	繰 入 金	繰 越 金	諸 収 入	県 債	一 般 財 源		(A)－(B)	% (A) / (B)
警察本部 ①	人件費	23,518,120		182,365				100,000				23,235,755	22,034,137	1,483,983	106.7
	事業費	6,330,616		792,355	807,210	82,793		89,294		125,107	574,000	3,859,857	6,166,187	164,429	102.7
	計	29,848,736		974,720	807,210	82,793		189,294		125,107	574,000	27,095,612	28,200,324	1,648,412	105.8
県 計 ②	人件費	159,222,322		2,368,542	17,183,145			1,246,060		66,473		138,358,102	148,838,256	10,384,066	107.0
	事業費	570,835,678	3,769,326	2,955,433	90,310,704	1,339,362	183,029	17,030,715		64,658,134	59,893,000	330,695,975	553,838,744	16,996,934	103.1
	計	730,058,000	3,769,326	5,323,975	107,493,849	1,339,362	183,029	18,276,775		64,724,607	59,893,000	469,054,077	702,677,000	27,381,000	103.9

県予算額に占める予算額構成比 ①／②

年 度	区 分	計 (％)	事業費 (％)	人件費 (％)
令和8年度	当 初 予 算 額	4.1	1.1	14.8
令和7年度	当 初 予 算 額	4.0	1.1	14.8

(款) 警察費		(項) 警察管理費			(単位 千円)	目	警察本部費
事業名	令和8年度 当初予算額	左の財源内訳			(一般財源) 令和7年度 当初予算額	事業概要	
		国庫支出金	その他	一般財源			
給与費	23,518,120		繰入金 100,000 使用料及手数料 182,365	23,235,755	(21,884,706) 22,034,137	◎ (事業費支弁給与費) (262) ◎職員給与費 警察官2,093人、一般職員345人、計2,438人に対する給料、手当等の人件費	

(款) 警察費		(項) 警察管理費			(単位 千円)	目	警察本部費
事業名	令和8年度 当初予算額	左の財源内訳			(一般財源) 令和7年度 当初予算額	事業概要	
		国庫支出金	その他	一般財源			
県民の安全を守る人的基盤強化事業費	6,085			6,085	(4,028) 4,028	◎優秀な人材の確保に要する経費 Ⓣ・学生向け職業体験会等 2,057 ・SNS広告等を活用した採用募集活動 4,028	
目 計	25,264,140	11,271	使用料及手数料 209,580 財産収入 15,270 繰入金 100,000 諸収入 50,067	24,877,952	(23,478,349) 23,722,325		

(款) 警察費		(項) 警察管理費			(単位 千円)	目	装備費
事業名	令和8年度 当初予算額	左 の 財 源 内 訳			(一般財源) 令和7年度 当初予算額	事業概要	
		国庫支出金	そ の 他	一般財源			
特 暑熱対策推進事業費	22,529			22,529	(0) 0	◎暑熱対策に必要な資機材の整備に要する経費	
警察装備費	369,262	110,401		258,861	(290,199) 407,591	◎ヘリコプター資機材等整備事業費 1 0 5 , 5 0 7 ヘリコプターの特別点検整備等に要する経費 ◎車両、警察官装備貸与品等維持修繕費 7 7 , 0 6 0 警察車両、ヘリコプター、船艇及び各種装備品の維持管理に要する経費 ◎車両等燃料費 1 7 4 , 5 6 0 警察車両、ヘリコプター及び船艇の燃料購入費 ◎装備品購入費 1 , 9 5 1 警察装備品の整備に要する経費 ◎エンジン整備講習会等負担金 5 8 8 ヘリコプターのエンジン整備講習会等受講負担金 ◎諸費 9 , 5 9 6 職員旅費及び装備資器材検査手数料等装備関係諸費	
目 計	391,791	110,401		281,390	(290,199) 407,591		

(款) 警察費		(項) 警察管理費			(単位 千円)	目	警察施設費
事業名	令和8年度 当初予算額	左の財源内訳			(一般財源) 令和7年度 当初予算額	事業概要	
		国庫支出金	その他	一般財源			
警察施設改修費	116,287		財産収入 3,993 繰入金 89,294 県債 23,000		(0) 164,059	◎警察署、交番、駐在所等警察施設の改修等に要する経費	
交通安全施設整備費	862,867	206,136	県債 365,000	291,731	(278,085) 804,258	◎信号機の新設・改良及び道路標識・標示の更新等交通安全施設の整備に要する経費 ・補助事業費 412,272 ・単独事業費 450,595	
交通安全施設高度化推進事業費	361,625	178,662	県債 160,000	22,963	(31,687) 511,957	◎信号機のLED化及び交通管制システムの高度化に要する経費 ・信号機のLED化 357,324 ・交通管制システムの高度化 4,301	
(特) 路面標示緊急補修事業費	43,604	7,381		36,223	(0) 0	◎摩耗している道路中央線の補修に要する経費	
交通安全施設維持管理費	344,125	10,542		333,583	(349,491) 349,491	◎信号機等の電気料、回線専用料、保守管理委託料等交通安全施設の維持管理等に要する経費	
警察庁舎等維持修繕費	63,530		財産収入 63,530		(0) 65,088	◎警察庁舎等の維持補修等に要する経費	
目 計	1,792,038	402,721	財産収入 67,523 繰入金 89,294 県債 548,000	684,500	(672,897) 1,951,487		

(款) 警察費		(項) 警察活動費			(単位 千円)	目	警察活動費
事業名	令和8年度 当初予算額	左の財源内訳			(一般財源) 令和7年度 当初予算額	事業概要	
		国庫支出金	その他	一般財源			
詐欺被害防止総合対策事業費	39,268			39,268	(24,733) 24,733	◎特殊詐欺等の被害を防止するため、詐欺の手口に応じた「被害に遭わせない」ための対策及び若者を「犯罪に加担させない」ための対策に要する経費 Ⓣ・国際電話遮断アプリ等の普及・加入促進 3,427 Ⓣ・SNS等を活用した総合的な広報啓発や防犯アドバイザーによる出前講座の実施 20,333 ・コールセンターによる注意喚起やATMでの振り込み防止対策 9,775 ・若者を「犯罪に加担させない」ためのメッセージコンテスト 5,733	
地域防犯力強化育成事業費	31,791			31,791	(32,964) 32,964	◎スクールサポーターの配置及び地域安全情報の発信に要する経費 ・スクールサポーターの配置（8名） 29,309 ・「まもめーる」システムの維持管理経費 2,482	
空き交番・県民安全相談対策事業費	106,243			106,243	(100,621) 100,621	◎交番相談員及び警察安全相談員の配置に要する経費 ・交番相談員の配置（21名） 76,934 ・警察安全相談員の配置（8名） 29,309	
110番通信指令システム管理事業費	276,570	75,000		201,570	(115,506) 115,506	◎災害対応能力や初動警察活動を強化するための110番通信指令システム及び総合指揮室映像表示システムの維持管理に要する経費 ・110番通信指令システムの維持管理 260,580 ・総合指揮室映像表示システムの維持管理 15,990	

(款) 警察費		(項) 警察活動費			(単位 千円)	目	警察活動費
事業名	令和8年度 当初予算額	左 の 財 源 内 訳			(一般財源) 令和7年度 当初予算額	事業概要	
		国庫支出金	そ の 他	一般財源			
⑨ 大規模災害対策推進事業費	7,825		県債 2,000	5,825	(0) 0	◎大規模災害発生時に迅速かつ安全な救助活動を実施するための資機材の整備等に要する経費	
一般警察活動費	340,340	65,122	使用料及手数料 213 諸収入 41,365	233,640	(219,745) 309,582	◎被害者支援事業費 13,485 犯罪被害者等支援事業の民間委託に要する経費 ◎電話専用料等通信運搬費 144,549 警察電話等回線専用料及び加入電話使用料等 ◎旅費 33,257 一般警察活動に要する旅費 ◎留置人膳料 29,082 留置人の給食に要する経費 ◎その他活動費 119,967 広報、教養等一般警察活動に要する諸経費	
装備資器材等充実強化費	105,008			105,008	(109,396) 109,396	◎重要犯罪等の捜査に迅速かつ的確に対応するための機器の整備等に要する経費	
警察業務効率化推進事業費	27,376			27,376	(24,960) 24,960	◎業務を効率的に推進する環境の整備に要する経費 ・文書管理システムの維持管理 24,481 ・テレビ会議システムの運用保守 2,895	
⑨ 刑事手続デジタル化推進事業費	1,826			1,826	(0) 0	◎刑事訴訟法の改正に伴う刑事手続デジタル化に必要な機器の整備に要する経費	

(款) 警察費		(項) 警察活動費				(単位 千円)	目	警察活動費
事業名	令和8年度 当初予算額	左 の 財 源 内 訳			(一般財源) 令和7年度 当初予算額	事業概要		
		国庫支出金	そ の 他	一般財源				
刑事警察費	436,098	94,013	使用料及手数料 6,294	335,791	(332,371)	◎捜査支援システム整備事業費 159,843		
					捜査支援システムの整備及び維持管理に要する経費			
					◎少年非行防止活動推進事業費 8,207			
					少年非行防止活動の推進に要する経費			
					◎報償費 27,644			
					刑事事件捜査費等刑事・生活安全警察活動に要する報償費			
					◎旅費 39,500			
交通事故ゼロ推進事業費	50,153			50,153	(24,553)	◎交通安全対策を推進するための交通安全広報・教育・取締等に要する経費		
					・自転車交通ルールの周知対策 17,421			
					・交通安全教育車を活用した交通安全教育 13,945			
					・高齢者の交通事故防止対策 6,799			
					⑤・交通違反取締用機材の整備 6,006			
					⑤・横断歩行者の交通事故防止対策 5,982			

特殊詐欺の定義の整理について

- ・ ニセ警察詐欺は、オレオレ詐欺と分類されていたところ、「ニセ警察詐欺」という独立した手口として整理
 - ・ SNS型投資・ロマンス詐欺は、特殊詐欺の手口として整理
 - SNS型投資詐欺 → SNS型投資詐欺
 - SNS型ロマンス詐欺投資名目及びその他のロマンス名目
→ SNS型ロマンス詐欺
- 以上の変更点から、今後の特殊詐欺は13手口となる。

R8.3.31まで

特殊詐欺										
手口	オレオレ詐欺	預貯金詐欺	架空料金請求詐欺	還付金詐欺	融資保証金詐欺	金融商品詐欺	ギャンブル詐欺	交際あっせん詐欺	キャッシュカード詐欺	その他特殊詐欺
	SNS型投資・ロマンス詐欺									
手口	SNS型投資詐欺	SNS型ロマンス詐欺投資名目及びその他のロマンス名目								

R8.4.1から

特殊詐欺													
手口	ニセ警察詐欺	オレオレ詐欺	預貯金詐欺	架空料金請求詐欺	還付金詐欺	融資保証金詐欺	金融商品詐欺	ギャンブル詐欺	交際あっせん詐欺	キャッシュカード詐欺盗	その他の特殊詐欺	SNS型投資詐欺	SNS型ロマンス詐欺